

公益財団法人愛知県私立幼稚園退職基金財団
令和 7 年度 第 2 回理事会議事録

1 日 時

令和 7 年 6 月 26 日（木） 午後 4 時～午後 5 時 10 分

2 場 所

名古屋ガーデンパレス 5 階 竹（名古屋市中区錦三丁目－11－13）

3 理事現在数及び定足数

現在数 11 名、定足数 6 名

4 出席理事

伊藤 聡、伊藤靖祐、大脇豊彦、加藤義彦、鈴木孝昌、長岡龍男、藤城智哉、松岡明範、水越省三、山崎拓史 計 10 名

5 理事以外の出席者

監 事 伊藤秀樹、久志本修一
事務局員 鈴木 篤、大塚あゆみ

6 議 案

（1）第 1 号議案 理事長及び常務理事の選定について

（2）第 2 号議案 資格異動等の遡及処理について

7 議事の進行等

（1）議長の選出

出席理事の互選により、伊藤靖祐前理事長が議長となり議事を進行した。第 1 号議案において理事長選定後は、定款第 39 条の規定により、引き続き、理事長 伊藤靖祐が議長として議事を進行した。

（2）定足数の確認

午後 4 時現在、理事現在数 11 名中 9 名の出席があり、定款第 40 条の規定により、理事会は有効に成立していることを確認した。

なお、理事及び監事全員の同意があるため、定款第 38 条第 3 項の規定に基づき、招集の手続を経ることなく開催することを併せて確認した。

8 議事の経過の概要及び議案別議決の決議

（1）第 1 号議案 理事長及び常務理事の選定について

議長は、定款第 28 条第 2 項の規定に基づき、理事長及び常務理事を選定する旨説明し、まず、理事長候補者を募ったところ、前理事長の伊藤靖祐理事を推薦する意見があった。

その他意見はなく、議長が賛否を求めたところ、賛成多数により、伊藤靖祐理事を理事長に選出することが承認された。以後も、伊藤靖祐理事長が議長を務めた。

議長が、常務理事候補者を募ったが自薦・他薦共になかったため、議長は、理事長の立場から加藤義彦理事及び山崎拓史理事を推薦した。

その他意見はなく、議長が候補者ごとに賛否を求めたところ、賛成多数により、加藤義彦理事及び山崎拓史理事を常務理事に選出することが承認された。

以上により、理事長及び常務理事を次のとおり選定した。

理事長：伊藤靖祐、常務理事：加藤義彦、山崎拓史

なお、被選定者は即時就任を承諾した。

(2) 第2号議案 資格異動等の遡及処理について

議長の指示により、事務局長が資料に基づき説明した。

議長が、意見・質問を求めたところ、次のとおり発言があった。

◎伊藤（聡）理事

私学共済の写しはそろっているのか。通常考えられないような給与変更がある。

《事務局》

令和3年分までは手続の写しがある。学園が言うには、「令和4年分から令和6年分について手続を失念しており、遡及しようと思ったが、遡及が2年間しかできなかったため、令和4年分が欠けてしまっている。」とのことである。このため、この表から令和4年分はオミットしてある。

◎山崎常務理事

（この表に載っている以外の）他の職員については届出があったのか。

《事務局》

新規で就職した職員も含め、すべての職員について手続きをしていない。平成28年の定時改定時の給与変更の届出はあったが、それ以降は届出は出ていない。

◎山崎常務理事

掛金はきちんと支払われているのか。

《事務局》

給与変更前の額で支払われている。

◎加藤常務理事

給与改定は毎年行われるものであり、遡及を行う際の理由として、「失念」でよいか疑問である。

《伊藤（靖）理事長》

最近の事例で、（給与変更の事例ではないが）「失念」を遡及を行うための正当な理由として認めてしまっている。今回は、止むを得ない理由といった方がよいかもしれない。

◎長岡理事

退職した人には、退職金が本当に支払われているのか。本人に支払われていれば、財団は払わなければいけないが、確認は必要だ。

◎伊藤（聡）理事

まず、喪失については本人に渡されたことを証する銀行振り込みの写しであるとか、領収書であるとかを提出することを条件に支払うこととしてはどうか。その他の手続は、別に考えてはどうか。

《伊藤（靖）理事長》

取得、喪失、中断・中断解除は前例もあるので、認めることとし、給与変更は最近の例もないため、認めないという考え方もある。

◎加藤常務理事

何年にも亘って給与変更の届が出ていないが、事務局として届が出ていないことについて何か対応はしていないのか。

《事務局》

期限までに届出がない園に対して、毎年、催促している。

◎久志本監事

給与変更とその他の手続を分けて考える場合、その他の手続は止むを得ないとし、給与変更は止むを得ないとは認めないとする理由を整理された方がよい。

《伊藤（靖）理事長》

最近の事例で、給与変更の事例はないが、中断・中断の解除、取得については事例がある、という事実がある。

◎加藤常務理事

我々設置者の立場で言うと、給与変更の届出は毎年行うことが当たり前で、これを何年も失念することは考えにくい。

◎伊藤（聡）理事

取得、喪失、中断・中断解除の手続は、設置者から届出がないとわからないため、こちらから催促したりできないが、給与改定は毎年のことなので催促することができる。また、退職基金財団は、職員の福利厚生を目的としているので、（遡及処理を）できるだけ認めることが目的に適うといった考え方もできるし、年数で基準を作り、何年以上は一切認めないとするのも一つの方法かもしれない。

◎松岡理事

給与変更を認めない場合、金銭的には財団が不利になるのではないか。

◎加藤常務理事

負担金を納めている期間と退職時期によって、財団にとって不利になる場合もあれば有利になる場合もある。

《伊藤（靖）理事長》

損得は考えずに、最近の事例があること、手続の特性などから考えて、取得、喪失、中断・中断解除の手続は認め、給与変更の手続は認めないこととしてはどうか。福利厚生の観点から考えても仕方がない。

◎加藤常務理事

給与変更を認めない理由は、そもそも毎年（財団から）手紙も出しているし、（届出を）出せるはずにもかかわらず出していない、ということではよいのではないか。

以上の議論を踏まえ、議長が、「取得、喪失、中断・中断解除の遡及手続は認め、給与変更の遡及手続は認めない。」ことについて、賛否を求めたところ、全員の賛成により承認された。

9 その他

議長が、議案以外の報告、発言等を求めたが、特に発言はなかった。

以上の議事を明確にするため、出席した理事及び監事は記名押印する。

令和7年6月26日

理 事 長	伊 藤 靖 祐	印
-------	---------	---

常務理事	加 藤 義 彦	印
------	---------	---

常務理事	山 崎 拓 史	印
------	---------	---

理 事	伊 藤 聡	印
-----	-------	---

理 事	大 脇 豊 彦	印
-----	---------	---

理 事	鈴 木 孝 昌	印
-----	---------	---

理 事	長 岡 龍 男	印
-----	---------	---

理 事	藤 城 智 哉	印
-----	---------	---

理 事	松 岡 明 範	印
-----	---------	---

理 事	水 越 省 三	印
-----	---------	---

監 事	伊 藤 秀 樹	印
-----	---------	---

監 事	久志本 修 一	印
-----	---------	---